

須賀川市水防計画

令和3年修正

須賀川市

目 次

第1章 総 則	P 1
第1節 目 的	P 1
第2章 水防組織	P 2
第1節 水防本部	P 2
第2節 本部組織	P 3
第3章 重要水防箇所	P 10
第4章 水防施設	P 12
第1節 水防倉庫の資器材備蓄基準	P 12
第2節 水防倉庫及び水中ポンプ格納倉庫の資器材等備蓄状況	P 13
第3節 調達可能水防資材	P 16
第4節 輸送	P 18
第5節 費用負担と公用負担	P 18
第5章 水位、雨量の観測所	P 21
第1節 水位観測所	P 21
第2節 雨量観測所	P 21
第6章 気象情報、水防情報の連絡	P 23
第1節 水防通信連絡	P 23
第2節 通報と伝達の系統図	P 26
第7章 洪水予報及び水防警報	P 28
第1節 洪水予報	P 28
第2節 国土交通大臣が行う水防警報	P 29
第3節 福島県知事が行う水防警報	P 31
第8章 水防活動	P 32
第1節 水防巡視	P 32
第2節 出動及び水防作業	P 33
第3節 水防通報	P 34
第4節 協力及び応援	P 35
第5節 水防解除	P 35
第6節 水防活動の報告	P 35
第9章 水防演習	P 36
第10章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水予防のための措置	P 36

指定水防管理団体須賀川市水防計画

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条の規定に基づき、福島県知事から指定水防団体に指定された須賀川市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、須賀川市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第2章 水防組織

第1節 水防本部

水防法第10条第3項及び気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水等についての水防活動を必要とする予報及び警報の通知があったときからその危険が解消するまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

1 設置基準

以下の(1)から(5)に示す事態が生じたときに設置する。

- (1) 以下に示す気象業務法の定めに基づく警報、又は注意報が発表されたとき。ただし、各注意報の場合は、諸状況を判断の上、水防本部長が必要であると認めた場合に限り設置する。

特別警報：大雨特別警報

警報：大雨、洪水の各警報

注意報：大雨、洪水の各注意報

- (2) 水防法第10条第2項及び第11条第1項による洪水予報が発表されたとき。
- (3) 水防法第16条第1項による水防警報が発表されたとき。
- (4) 市内において震度6(弱)以上の地震を観測したとき、若しくは震度5(弱)以上の地震により、河川施設等が被災し、水害が発生したとき、又は水害の発生するおそれがあるとき。
- (5) その他、水防本部長が必要であると認めたとき。

2 事務局

水防本部の事務局は、総務部市民安全課に置くものとする。

ただし、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定により、市に災害対策本部が設置された場合は、水防本部はこの組織に入り、水防事務を処理する。

3 水防本部の係員の非常参集

水防本部の業務開始の指令を受けた係員は、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

須賀川市水防本部組織組織編成表

水防本部	部名 (部長)	班名	(班長)
本部長 市長 副本部長 副市長 教育長 本部員 企画政策部長 総務部長 財務部長 文化交流部長 市民交流センター長 市民福祉部長 経済環境部長 建設部長 上下水道部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長 須賀川地方広域消防組合消防長	企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班	(企画政策課長)
		秘書広報課班	(秘書広報課長)
	総務部 (総務部長)	行政管理課班	(行政管理課長)
		人事課班	(人事課長)
		市民安全課班	(市民安全課長)
	財務部 (財務部長)	財政課班	(財政課長)
		税務課班	(税務課長)
		収納課班	(収納課長)
	文化交流部 (文化交流部長)	生涯学習スポーツ課班	(生涯学習スポーツ課長)
		生涯学習スポーツ課 関係各施設班	(各施設の長)
		文化振興課班	(文化振興課長)
		文化振興課 関係各施設班	(各施設の長)
		観光交流課班	(観光交流課長)
	市民交流センター (市民交流センター長)	観光交流課 関係各施設班	(各施設の長)
		総務課班	(総務課長)
		企画課班	(企画課長)
		中央図書館班 長沼図書館班 岩瀬図書館班	(中央図書館長) (長沼図書館長) (岩瀬図書館長)
	市民福祉部 (市民福祉部長)	社会福祉課班	(社会福祉課長)
		社会福祉課 関係各施設班	(各施設の長)
		長寿福祉課班	(長寿福祉課長)
長寿福祉課 関係各施設班		(各施設の長)	
保険年金課班		(保険年金課長)	
健康づくり課班		(健康づくり課長)	
市民課班		(市民課長)	
榊衝市民サービスセンター班 長沼市民サービスセンター班 岩瀬市民サービスセンター班		(各市民サービスセンター所長) (長沼市民サービスセンター所長) (岩瀬市民サービスセンター所長)	
経済環境部 (経済環境部長)	農政課班	(農政課長)	
	商工課班	(商工課長)	
	環境課班	(環境課長)	
建設部 (建設部長)	道路河川課班	(道路河川課長)	
	建築住宅課班	(建築住宅課長)	
	都市計画課班	(都市計画課長)	
上下水道部 (上下水道部長)	経営課班	(経営課長)	
	水道施設課班	(水道施設課長)	
	下水道施設課班	(下水道施設課長)	
会計部 (会計管理者)	会計課班	(会計課長)	
教育部 (教育部長)	教育総務課班	(教育総務課長)	
	学校教育課班	(学校教育課長)	
	各小中学校・義務教育学校班	(各学校長)	
	各学校給食センター班	(各所長)	
	こども課班	(こども課長)	
こども課 関係各施設班	(各施設の長)		

須賀川市水防(消防)団長

議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局の職員については、必要に応じ本部長が要請するものとする。

任務分担表

部名 (部長)	班名 (班長)	分掌事務
企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班 (企画政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送及びホームページ等による広報活動に関する事。 2 広報車による広報活動の支援に関する事。 3 部内の各班との連絡調整に関する事。 4 部内の他班の所掌に属さない事項。 5 特命による重要事項の調整に関する事。 6 その他応急対策に関する事。
	秘書広報課班 (秘書広報課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害写真の撮影、収集、記録等に関する事。 3 その他応急対策に関する事。
総務部 (総務部長)	行政管理課班 (行政管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡及び市議会提出資料に関する事。 2 市庁舎の電源及び電話回線の確保に関する事。 3 市庁舎の被害の調査並びに応急復旧に関する事。 4 庁用自動車の配車に関する事。 5 広報車による広報活動の調整に関する事。 6 部内の各班との連絡調整に関する事。 7 部内の他班の所掌に属さない事項。 8 その他応急対策に関する事。
	人事課班 (人事課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における職員の動員及び調整に関する事。 2 職員の非常招集に関する事。 3 他の自治体等との間の職員派遣に関する事。 4 その他応急対策に関する事。
	市民安全課班 (市民安全課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関する事。 2 本部長の命令の伝達に関する事。 3 本部の庶務に関する事。 4 気象情報の受信及び通報に関する事。 5 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用及び実施に関する事。 6 公用令書の発行及びこれに伴う補償に関する事。 7 自衛隊の派遣要請に関する事。 8 警察署との連絡に関する事。 9 須賀川地方広域消防組合との連絡に関する事。 10 り災証明書発行に関する事（生活再建支援法適用となる災害を除く）。 11 災害の情報の収集に関する事。 12 被害状況の結果整理及び報告に関する事。 13 危機管理における庁内調整に関する事。
財務部 (財務部長)	財政課班 (財政課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策費の予算措置に関する事。 2 部内の各班との連絡調整に関する事。 3 部内の他班の所掌に属さない事項。

		4 その他応急対策に関すること。
	税務課班 (税務課長)	1 被災住宅の調査に関すること。 2 り災証明書の発行に関すること（生活再建支援法適用となる災害に限る）。
	収納課班 (収納課長)	3 被災証明書の発行に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
文化交流部 (文化交流 部長)	生涯学習スポーツ課 班 (生涯学習スポーツ 課長)	1 社会教育施設、体育施設等の被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 各公民館管内の災害情報収集に関すること。 3 部内の各班との連絡調整に関すること。 4 部内の他班の所掌に属さない事項。 5 その他応急対策に関すること。
	生涯学習スポーツ課 関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 4 各公民館にあっては、管内の災害情報の収集及び報告に関すること。 5 その他応急対策に関すること。
	文化振興課班 (文化振興課長)	1 文化財等の被害の調査に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
	文化振興課関係施設 班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
	観光交流課班 (観光交流課長)	1 救援物資の受付及び配布に関すること。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
	観光交流課関係施設 班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
	市民交流セ ンター (市民交流 センター 長)	総務課班 (総務課長)
企画課班 (企画課長)		1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。

	中央図書館班 (中央図書館長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
	長沼、岩瀬図書館班 (長沼図書館長、岩瀬図書館長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
市民福祉部 (市民福祉部長)	社会福祉課班 (社会福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災に対する支援対策に関すること。 2 り災義援金品の受付及び配付に関すること。 3 避難所開設及び運営に関すること。 4 り災地における生活保護世帯及び心身障がい者(児)世帯の支援対策に関すること。 5 災害ボランティアに関すること。 6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 7 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。
	長寿福祉課班 (長寿福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災地における高齢者世帯の支援対策に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 3 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 4 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 5 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 6 その他応急対策に関すること。
	保険年金課班 (保険年金課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所開設及び運営に関すること。 2 その他応急対策に関すること。
	健康づくり課班 (健康づくり課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品その他の衛生資材の確保及び配分に関すること。 2 医療機関の被害の調査及びその対策に関すること。 3 被害地における感染症の予防に関すること。 4 災害時における応急医療及び助産に関すること。 5 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 6 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 7 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 8 その他応急対策に関すること。
	市民課班 (市民課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 梓衝市民サービスセンター管内の災害情報収集に関すること。 2 本部と梓衝市民サービスセンターとの連絡に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
	長沼、岩瀬市民サービスセンター班 (長沼市民サービスセンター所長、岩瀬	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内における緊急、応急的対応に関すること。 2 所管施設の電源及び電話回線の確保に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 庁用自動車の配車に関すること。

	市民サービスセンター所長)	<ul style="list-style-type: none"> 5 管内の災害情報収集及び報告に関すること。 6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 7 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 8 その他応急対策に関すること。
	梓衝市民サービスセンター班 (梓衝市民サービスセンター所長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 管内の災害情報の収集及び報告に関すること。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
経済環境部 (経済環境部長)	農政課班 (農政課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 農林業の災害状況調査及び応急対策に関すること。 2 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関すること。 3 農業気象に関すること。 4 農産物の技術対策に関すること。 5 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 6 農道、林道、溜池、用排水路、堤等の被害の調査及び応急復旧に関すること。 7 農業用施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。
	商工課班 (商工課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料、寝具、ローソクその他生活必需品の調達に関すること。 2 商工業関係の被害の調査及びその対策に関すること。 3 被災者の就業に関すること。 4 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 5 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 6 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 7 その他応急対策に関すること。
	環境課班 (環境課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 環境衛生に関すること。 2 原子力災害(放射性物質)の状況調査及びその対策に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
建設部 (建設部長)	道路河川課班 (道路河川課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁及び河川の被害の調査並びに応急復旧に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び交通路線の決定に関すること。 3 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関すること。 4 水防活動(水防資材の調達を含む。)に関すること。 5 部内の各班との連絡調整に関すること。 6 部内の他班の所掌に属さない事項。 7 その他応急対策に関すること。
	建築住宅課班 (建築住宅課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害の調査及び応急復旧に関すること。 2 災害関係住宅等の建設に関すること。

		<p>3 り災者の災害応急住宅等の建設に要する資材の調整及びあわせんに関する事。</p> <p>4 その他応急対策に関する事。</p>
	都市計画課班 (都市計画課長)	<p>1 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>2 都市施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>3 区画整理事業区域内の被害の調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>4 その他応急対策に関する事。</p>
会計部 (会計管理者)	会計課班 (会計課長)	<p>1 災害応急対策に要する経費の出納に関する事。</p> <p>2 災害救助寄附金の出納に関する事。</p> <p>3 その他応急対策に関する事。</p>
上下水道部 (上下水道部長)	経営課班 (経営課長)	<p>1 飲料水及び医療用水等の供給に関する事。</p> <p>2 部内の各班との連絡調整に関する事。</p> <p>3 部内の他班の所掌に属さない事項。</p> <p>4 その他応急対策に関する事。</p>
	水道施設課班 (水道施設課長)	<p>1 配水施設及び付属施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>2 取水、導水、浄水、送水及び配水池の被害の調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>3 その他応急復旧に関する事。</p>
	下水道施設課班 (下水道施設課長)	<p>1 下水道の被害の調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>3 その他応急復旧に関する事。</p>
教育部 (教育部長)	教育総務課班 (教育総務課長)	<p>1 事務局内の職員の動員に関する事。</p> <p>2 教育関係施設の緊急利用に関する事。</p> <p>3 公立学校施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>4 事務局内の各班との連絡調整に関する事。</p> <p>5 事務局内の他班の所掌に属さない事項。</p> <p>6 その他応急対策に関する事。</p>
	学校教育課班 (学校教育課長)	<p>1 被害地の応急教育及び教職員の動員に関する事。</p> <p>2 り災した児童生徒の保健管理及び学校給食に関する事。</p> <p>3 り災した児童生徒に対する学用品の支給に関する事。</p> <p>4 その他応急対策に関する事。</p>
	各小中学校・義務教育学校班 (各学校長)	<p>1 児童生徒の避難及び救護に関する事。</p> <p>2 応急教育に関する事。</p> <p>3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>4 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関する事。</p> <p>5 その他応急対策に関する事。</p>
	各学校給食センター班 (各所長)	<p>1 り災した児童生徒の学校給食に関する事。</p> <p>2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>3 その他応急対策に関する事。</p>

<p>こども課班 (こども課長)</p>	<p>1 り災地における児童及び母子世帯の救護対策に関すること。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他応急対策に関すること。</p>
<p>こども課関係各施設班 (各施設の長)</p>	<p>1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。</p>

第3章 重要水防箇所

1 重要水防箇所

阿武隈川(直轄管理河川)

国図面番号 認定種別	距離標	地区名	左右 岸別	堤防 (m)	対策水防 工法名	管轄 分団名
76 堤防高	96.4K+80 97.2K+40	森宿	左岸	823 823	積土のう	第4分団
77 堤防断面	96.4K+80 97.2K	"	"	766 0		第4分団
78 下江持橋	97.0K+10	"	"			第4分団 第6分団
79 堤防高	97.2K+180 98.0K+160	"	"	702 702	積土のう	第2分団
80 江持橋	98.0K+150	"	"			第3分団
81 堤防高	98.4K+95 98.8K	"	"	320 320	積土のう	第3分団
82 堤防高	98.8K 99.8K	浜尾	左岸	818 818	積土のう	第3分団
83 堤防高	100.2K 100.4K	"	"	217 217	積土のう	第3分団
84 堤防高	100.6K+5 101.2K+5	"	"	572 276	積土のう	第3分団
85 法崩れ	100.8K+100 103.4K+100	"	"	2394 808	シート張	第3分団
86 堤防高	101.2K+5 102.2K	和田	左岸	863 863	積土のう	第3分団
87 堤防断面	101.2K+5 101.6K	"	"	338 0	シート張 腹付盛土	第3分団
88 雲水峰橋	101.4K+10	"	"			第3分団 第8分団
89 堤防高	102.2K 102.6K+5	"	"	418 0	積土のう	第3分団
90 堤防高	102.6K+5 103.4K	"	"	722 722	積土のう	第3分団
91 漏水	102.8K+100 103.4K+100	"	"	555 0	月の輪工 釜段工	第3分団
92 堤防断面	103.0K+5 103.4K	"	"	388 0	シート張 腹付盛土	第3分団
93 小作田橋	103.2K+95	"	"			第3分団 第8分団
94 堤防高	103.4K 103.4K+100	"	"	95 0	積土のう	第3分団
95 堤防高	104.2K+95 108.2K+120	前田川	左岸	3664 3664	積土のう	第3分団
96 堤防断面	104.2K+95 108.2K+120	"	"	3664 0		第3分団
97 男滝橋	105.4K+30	"	"			第3分団 第8分団
98 乙字橋	108.6K+105	"	"			第3分団 第8分団
99 乙字大橋	108.8K+40	"	"			第3分団 第8分団
151 堤防高	95.6K+50 96.8K	江持	右岸	1074 1074	積土のう	第6分団
152 堤防断面	96.0K+5 96.4K	"	"	405 0	シート張 腹付盛土	第6分団
153 堤防高	97.0K+5 98.8K	"	"	1726 1726	積土のう	第6分団
154 漏水	98.2K+100 99.6K+105	"	"	1279 819	月の輪工 釜段工	第6分団
155 堤防高	98.8K 99.8K	"	"	838 19	積土のう	第6分団
156 法崩れ	98.8K+100 99.6K+105	"	"	721 0	シート張	第6分団
157 堤防高	100.2K 100.6K+90	浜尾	右岸	532 532	積土のう	第6分団
158 堤防高	101.4K+20 107.6K+175	雲水峰	右岸	6235 6235	積土のう	第8分団
159 法崩れ	101.4K+100 101.6K+20	"	"	116 0	シート張	第8分団
160 漏水	101.4K+100 101.6K+20	"	"	116 0	釜段工	第8分団
161 堤防断面	101.6K+5 101.8K+5	"	"	200 0		第8分団
162 堤防断面	101.8K+5 102.2K	"	"	752 0		第8分団
163 法崩れ	101.8K+25 101.8K+80	"	"	54 0	シート張	第8分団

国図面番号 認定種別	距離標	地区名	左右 岸別	堤防 (m)	対策水防 工法名	管轄 分団名
164 漏水	101.8K+25 101.8K+80	雲水峰	右岸	54 0	月の輪工 釜段工	第8分団
165 法崩れ	102.4K+150 102.8K+155	"	"	415 0	シート張	第8分団
166 漏水	102.4K+150 102.8K+155	"	"	415 0	月の輪工 釜段工	第8分団
167 堤防断面	103.0K+5 103.2K+5	"	"	214 0		第8分団
168 堤防断面	103.2K+5 103.6K	"	"	386 0		第8分団
169 堤防断面	103.6K 103.8K	市野関	右岸	196 0		第8分団
170 堤防断面	104.0K+5 107.6K+175	"	"	3691 0		第8分団

积迦堂川(直轄管区間)

国図面番号 認定種別	距離標	地区名	左右 岸別	堤防 (m)	対策水防 工法名	管轄 分団名
180 法崩れ	0.0K 1.0K+100	积迦堂川	左岸	1041 211	シート張	第2分団
181 漏水	0.0K+100 1.6K+105	"	"	553 0	月の輪工 釜段工	第2分団
182 堤防高	0.2K+5 0.6K	"	"	1259 1259	積土のう	第2分団
183 未来大橋	0.6K+80	"	"			第3分団
184 中宿橋	1.0K+95	"	"			第3分団
185 堤防高	1.6K 1.8K	"	"	185 185	積土のう	第3分団
186 新橋(积迦堂川)	1.6K+180	"	"			第3分団
187 堤防高	0.0K 1.2K+130	积迦堂川	右岸	1424 1424	積土のう	第3分団
188 法崩れ	0.6K+100 1.0K+105	"	"	411 0	シート張	第3分団
189 須賀川排水樋門	1.2K	"	"			第3分団

県管理河川

県図面番号 認定種別	河川名	地区名	左右 岸別	堤防 (m)	対策水防 工法名	管轄 分団名
35 堤防高	滑川	東町	両岸	1580	積土のう	第7分団
40 漏水	积迦堂川	館取町	右岸	400	月の輪工	第2分団
41 漏水	积迦堂川	牛袋町 影沼町	両岸	440	シート張	第2分団

2 重要水防要注意区間

阿武隈川(直轄管理河川)

国図面番号 認定種別	距離標	地区名	左右 岸別	堤防 (m)	対策水防 工法名	管轄 分団名	備考
24 旧河道	97.0K+20 97.0K+140	森宿	左岸	152 152		第4分団	
25 旧河道	97.6K+20 97.6K+100	〃	〃	75 75		第2分団	
26 旧河道	97.8K+40 97.8K+80	〃	〃	35 35		第3分団	
27 旧河道	98.0K+160 98.2K+20	〃	〃	67 67		第3分団	
28 旧河道	98.4K+100 98.6K+130	〃	〃	242 242		第3分団	
29 旧河道	98.8K+130 99.0K+70	浜尾	左岸	140 140		第3分団	
30 旧河道	99.6K+20 99.8K	浜尾	左岸	33 33		第3分団	
31 旧河道	100.2K 100.4K+50	〃	〃	250 250		第3分団	
32 旧河道	102.4K+70 102.6K+50	和田	左岸	178 178		第3分団	
43 旧河道	97.0K+160 97.2K+150	江持	右岸	260 260		第6分団	
44 旧河道	97.6K+80 97.8K+150	〃	〃	214 214		第6分団	
45 旧河道	99.0K+60 99.2K	浜尾	右岸	138 138		第6分団	
46 旧河道	99.4K+20 99.4K+120	〃	〃	103 103		第6分団	

釈迦堂川(直轄管区間)

国図面番号 認定種別	距離標	地区名	左右 岸別	堤防 (m)	対策水防 工法名	管轄 分団名	備考
49 旧河道	0.6K 0.6K+100	釈迦堂川	右岸	105 105		第3分団	
50 旧河道	0.6K+190 0.8K+40	釈迦堂川	右岸	51 51		第3分団	

※重要水防要注意区間

「旧川跡」の箇所は、地質的に脆弱である場合が多いと考えられることから、その履歴を残すために所要の対策を施工した後も「要注意区間」としたものである。

(「令和2年度 阿武隈川上流重要水防計画書」より抜粋)

第4章 水防施設

第1節 水防倉庫の資器材備蓄基準

1 水防資材取扱要領

- (1) 資材の使用に際しては、水防以外のいかなる工事にも使用することを許さないものとする。
- (2) 資材の受払いについては、帳簿を常に記入しておかなければならない。

2 水防倉庫の資器材備蓄基準

次の基準をもとに、危険区域の実態に即応した、必要な資器材等を備えておくものとする。

品名・規格		単位	数量	品名・規格		単位	数量
器 材	スコップ	丁	20	資 材	杭木(長 0.6~1m、末口 5~9 cm) 又は鉄筋杭(径 16mm 以上)	本	300
	掛 矢	〃	5		土のう袋	袋	500
	ペンチ	〃	5		ビニールシート	枚	60
	お の	〃	5		縄 (110~140m/巻)	巻	20
	ノコギリ	〃	5		鉄 線 (# 1 0)	kg	20
	鎌	〃	5		大型土のう袋(r1.0m×h1.1m)	袋	50

(備考)

- 1 上記のほか水防工法上必要な資器材若干量を備蓄しておくこと。
- 2 低湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については、適当量の土砂を備蓄すること。
- 3 資器材の規格については、実情に応じて変更すること。

第2節 水防倉庫及び水中ポンプ格納倉庫の資器材等備蓄状況

1 水防倉庫並びに備蓄資器材一覧

水防倉庫	浜尾					
所在地	須賀川市浜尾字猫沼90					
備蓄資材・機材内訳	備蓄器材			備蓄資材		
	品名	基準数量	現有数量	品名	基準数量	現有数量
	スコップ	20丁	39	杭木	300本	250
	掛矢	5丁	22	又は鉄筋杭		100
	ペンチ	5丁	17	土のう袋	500袋	1,400
	斧	5丁	11	ビニールシート	60枚	60
	鋸	5丁	5	縄	20巻	25
	鎌	5丁	24	鉄線(#10)	100kg	398
	なた		10	大型土のう袋	50袋	60袋
	つるはし		10	吸水性土のう袋		310
	唐ぐわ		21	鉄杭		30
	ワイヤーカッター		2	竹		28
シノ		23				

水防倉庫	堤					
所在地	須賀川市堤字神明前75-1					
備蓄資材・機材内訳	備蓄器材			備蓄資材		
	品名	基準数量	現有数量	品名	基準数量	現有数量
	スコップ	20丁	36	杭木	300本	428
	掛矢	5丁	20	又は鉄筋杭		100
	ペンチ	5丁	15	土のう袋	500袋	2,138
	斧	5丁	6	ビニールシート	60枚	60
	鋸	5丁	5	縄	20巻	20
	鎌	5丁	25	鉄線(#10)	100kg	489
	なた		16	大型土のう袋	50袋	50袋
	つるはし		5	かます		200
	唐ぐわ		14			
	シノ		3			

水防倉庫	上江持					
所在地	須賀川市江持字鐘突田37-8					
備蓄資材・機材内訳	備蓄器材			備蓄資材		
	品名	基準数量	現有数量	品名	基準数量	現有数量
	スコップ	20丁	48	杭木	300本	270
	掛矢	5丁	15	又は鉄筋杭		95
	ペンチ	5丁	9	土のう袋	500袋	3,657
	斧	5丁	6	ビニールシート	60枚	60
	鋸	5丁	5	縄	20巻	20
	鎌	5丁	5	鉄線(#10)	100kg	325
	なた		15	大型土のう袋	50袋	50袋
	つるはし		5	鉄杭		15
	唐ぐわ		11			
	ワイヤーカッター		2			
ハンマー		2				
シノ		3				

水防倉庫	長沼					
所在地	須賀川市長沼字町頭9-1					
備蓄資材・機材内訳	備蓄器材			備蓄資材		
	品名	基準数量	現有数量	品名	基準数量	現有数量
	スコップ	20丁	91	杭木	300本	150
	掛矢	5丁	6	又は鉄筋杭		150
	ペンチ	5丁	6	土のう袋	500袋	10,750
	斧	5丁	5	ビニールシート	60枚	60
	鋸	5丁	5	縄	20巻	20
	鎌	5丁	5	鉄線(#10)	20kg	20
	なた		5	大型土のう袋	50袋	230袋
	つるはし		5	鉄杭		151
	唐ぐわ		6	麻ロープ		5束
	ワイヤーカッター		3	トラロープ		20束
ハンマー		2				

2 水中ポンプ格納倉庫及び機材一覧表

内水排除活動用資機材として、次表の資機材を整備し、円滑な活動に備えるものとする。

倉庫名称	西川格納庫		所在地	須賀川市西川町101	
ポンプ番号	2号機	設置地区・樋門名	館取町・丸田樋門	排水能力	14m ³ /分
	6号機	設置地区・樋門名	館取町・丸田樋門	排水能力	14m ³ /分
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(移動式)	1台	立ち上がり用ホース	3本	
	運転制御盤	1台	排水ホース	3本	
	発電器	1台	投光器、工具類	1セット	

倉庫名称	館取町内水排水ポンプ場		所在地	須賀川市館取町79	
ポンプ番号	5号機	設置地区・樋門名	館取町・丸田樋門	排水能力	14m ³ /分
	6号機	設置地区・樋門名	館取町・丸田樋門	排水能力	14m ³ /分
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(固定式)	2台	立ち上がり用ホース	2本	
	運転制御盤	2台	排水ホース	2本	
	発電器	2台	投光器、工具類	2セット	

倉庫名称	古屋敷格納庫		所在地	須賀川市古屋敷87-6	
ポンプ番号	7号機	設置地区・樋門名	古屋敷・須賀川樋門	排水能力	14m ³ /分
	13号機	設置地区・樋門名	古屋敷・須賀川樋門	排水能力	14m ³ /分
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(移動式)	2台	立ち上がり用ホース	2本	
	運転制御盤	2台	排水ホース	2本	
	発電器	2台	投光器、工具類	2セット	

倉庫名称	江持地区内水排水ポンプ場		所在地	須賀川市江持字中江持地内	
ポンプ番号	3号機	設置地区・樋門名	江持・江持第2樋管	排水能力	14m ³ /分
	4号機	設置地区・樋門名	江持・江持第2樋管	排水能力	14m ³ /分
	8号機	設置地区・樋門名	江持・江持第2樋管	排水能力	14m ³ /分
	10号機	設置地区・樋門名	江持・江持第2樋管	排水能力	14m ³ /分
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(固定式)	4台	立ち上がり用ホース	4本	
	運転制御盤	4台	排水ホース	4本	
	発電器	4台	投光器、工具類	4本	

倉庫名称	一里坦防災倉庫		所在地	須賀川市一里坦19-13	
ポンプ番号	9号機	設置地区・樋門名	館取町・丸田樋門	排水能力	8m ³ /分
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(移動式)	1台	立ち上がり用ホース	3本	
	運転制御盤	1台	排水ホース	3本	
	発電器	1台	投光器、工具類	1セット	

倉庫名称	仲の町内水排水ポンプ場		所在地	須賀川市江持字中丸地内	
ポンプ番号	1号機	設置地区・樋門名	仲の町・釈迦堂樋管	排水能力	14m ³ /分
	11号機	設置地区・樋門名	仲の町・釈迦堂樋管	排水能力	14m ³ /分
備蓄資材・ 機材内訳	備蓄機材			備蓄機材	
	品名		整備数量	整備数量	
	水中ポンプ(固定式)		2台	立ち上がり用ホース	
	運転制御盤		2台	排水ホース	
	発電器		2台	投光器、工具類	

倉庫名称	牛袋地区内水排水ポンプ場		所在地	須賀川市牛袋町5	
ポンプ番号	12号機	設置地区・樋門名	牛袋町・堀底樋門	排水能力	14m ³ /分
	14号機	設置地区・樋門名	牛袋町・堀底樋門	排水能力	14m ³ /分
備蓄資材・ 機材内訳	備蓄機材			備蓄機材	
	品名		整備数量	整備数量	
	水中ポンプ(固定式)		2台	立ち上がり用ホース	
	運転制御盤		2台	排水ホース	
	発電器		2台	投光器、工具類	

3 水防センターび資材一覧表

倉庫名称	須賀川地区河川防災ステーション		所在地	須賀川市柳山186-5	
構造	木造平屋建		面積	107.66m ²	
備蓄資材・ 機材内訳	備蓄機材			備蓄機材	
	品名		整備数量	整備数量	
	土のう袋		48枚		

第3節 調達可能水防資材

備蓄資材の使用または損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、下記の水防資材取扱業者と予め契約の締結又は連絡先、調達可能資材等の確認をしておくものとする。

なお、各分団において状況の急変等により水防本部に要請する時間的余裕がないときは、各分団長は当該地域の業者等により調達するものとする。この場合はその旨を水防本部長あて報告するものとする。

水防資材取扱業者一覧表

1 土のう袋

業者名	住所	電話	備考
(株)オノヤ	池下23-3	75-5185	
八木屋金物店	中町16-7	75-2311	
東北興業(株)	横山町63	76-3232	
(有)ダイマルヤ	馬町1-1	73-2567	

2 金物類

業者名	住所	電話	備考
叶屋金物店	中町35	75-2175	
(有)八木屋金物店	中町16-7	75-2311	
ヨシカワ金物店	北町71	73-3023	
綿屋本店	大町257-2	73-3098	
善方商店	長沼字臼ヶ堂2	67-2706	

3 くい類

業者名	住所	電話	備考
(有)桑名木材	栄町114	73-2234	
(株)保土原屋	大町106	75-4101	
(株)セイワ	栄町74-1	76-7155	
ウッドショップツタヤ	大袋町91-1	72-8067	
(有)小森木材	岩渕字笹池84-1	62-5424	
荒川木材工業(株)	長沼字桶田11	67-2125	

4 ビニールシート・縄類

業 者 名	住 所	電 話	備 考
(株)オノヤ	池下 2 3 - 3	7 5 - 5 1 8 5	
八木屋金物店	中町 1 6 - 7	7 5 - 2 3 1 1	
夢みなみ農業協同組 合 本店	大町 8 5	7 2 - 5 2 1 1	
〃 西袋支店	卸町 5 1	7 5 - 4 1 9 1	
〃 東部支店	和田字谷地 5 0	7 6 - 7 1 1 1	
〃 仁井田支店	仁井田字鴻ノ目 50-1	7 8 - 2 3 2 4	
〃 稲田支店	岩渕字策池 66-1	6 2 - 5 1 0 1	
〃 大東支店	大栗字池の久保 1	7 9 - 3 1 1 1	
〃 長沼支店	志茂字六角 1 - 1	6 7 - 2 1 5 1	
〃 岩瀬支店	矢沢字新田中 2	6 5 - 2 1 0 1	
(有)ダイマルヤ	馬町 1 - 1	7 3 - 2 5 6 7	

5 砂利・砂類

業 者 名	住 所	電 話	備 考
(有)古川砂利店	江持字中江持 158-1	7 3 - 2 4 0 7	
西間木建材(株)	中宿 3 0	7 3 - 3 3 2 2	

第4節 輸 送

- 1 水防資材、器具の輸送のためトラックなどの運搬具を配備し、必要に応じて緊急輸送に当たらせるものとする。
- 2 緊急のため運搬車両の不足を生じ、やむをえない場合は官民を問わずあらゆる輸送機関をこれに優先努力させるものとし、この場合警察署長等に連絡応援を求めるものとする。

第5節 費用負担と公用負担

1 費用負担（根拠法令 水防法41条）

須賀川市域の水防に要する費用は当該水防団体である須賀川市が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間で協議によって定める。

また、須賀川市の水防によって須賀川市以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。

2 公用負担（根拠法令 水防法28条）

水防のため緊急の必要があるときは、市長、須賀川市水防（消防）団長又は須賀川地方広域消防本部消防長は、次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しなければならない。

- ・必要な土地の一時使用
- ・土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- ・車両、その他の運搬用機器の使用
- ・工作物その他の障害物の処分

(1) 公用負担権限証明書

水防法第28条により公用負担を命じる権限を行使する者は、下記証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示すべきものとする。

<p>第 号</p> <p>公用負担権限証明書</p> <p>須賀川市消防団 何 某</p> <p>上記の者〇〇〇区域における水防 法第28条第1項の権限行使を委任 することを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>須賀川市長 印</p>	<p>水防法</p> <p>第28条 水防のため緊急の必要 があるときは、水防管理者、水 防団長又は消防機関の長は、水 防の現場において、必要な土地 を一時借用し、土石、竹木その 他の資材を使用し、若しくは収 用し、又は工作物その他の運搬 用機器を使用し、又は工作物そ の他の障害物をその他の障害 物を処分することができる。</p> <p>2 水防管理団体は、前項の規定 により損失を受けた者に対し、 時価によりその損失を補償しな ければならない。</p>
---	--

(2) 公用負担命令票

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として下記のような命令票を目的物の所有者又はこれらに準ずるべき者に渡して、これを行うものとする。

第 号

公用負担命令票

1 目的物 種類○○○ 数量○○○
2 負担の内容 使用、収容、処分

年 月 日

○ ○ 様

須賀川市長
事務担当者

印
印

第5章 水位、雨量の観測所

第1節 水位観測所

1 水防活動に必要とする量水標

(単位：m)

番号	河川名	量水標の名称	位置	水防団待機水位(指定水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位	通報先(管理者)
1	阿武隈川	須賀川水位	江持字中丸	3.50	4.50	7.10	7.70	福島河川国道事務所
2	釈迦堂川	西川水位(県)	牛袋町	3.20	4.00	4.90	5.70	須賀川土木事務所
3	滑川	関下水位	仁井田字四十坦	1.30	1.80	—	—	須賀川土木事務所
4	江花川	長沼水位	長沼字西弥吾	1.60	2.00	—	—	須賀川土木事務所

2 その他の量水標

(単位：m)

番号	河川名	量水標の名称	位置	水防団待機水位(指定水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位	通報先(管理者)
5	釈迦堂川	西川水位(国)	影沼町	2.70	3.10	4.50	5.40	福島河川国道事務所

第2節 雨量観測所

1 水防活動に必要とする観測所

番号	管理機関	観測所名	所在地	観測員
6	福島県	須賀川土木事務所(須賀川雨量)	須賀川市大町33	テレメーター
7	福島県	岩瀬雨量	須賀川市柱田字中地前2	テレメーター
8	福島県	大栗観測所	須賀川市大栗字池ノ久保	テレメーター
9	国土交通省	長沼観測所	須賀川市長沼字殿町42	テレメーター

2 その他の観測所

番号	管理機関	観測所名	所在地	観測員
10	須賀川市	西川浄水場	須賀川市大袋町 213	上下水道部職員
11	消防本部	須賀川地方広域消防本部	須賀川市丸田町 153	消防本部職員
12	国土交通省	須賀川観測所	須賀川市江持字中丸 238-1	テレメーター

第6章 気象情報、水防情報の連絡

第1節 水防通信連絡

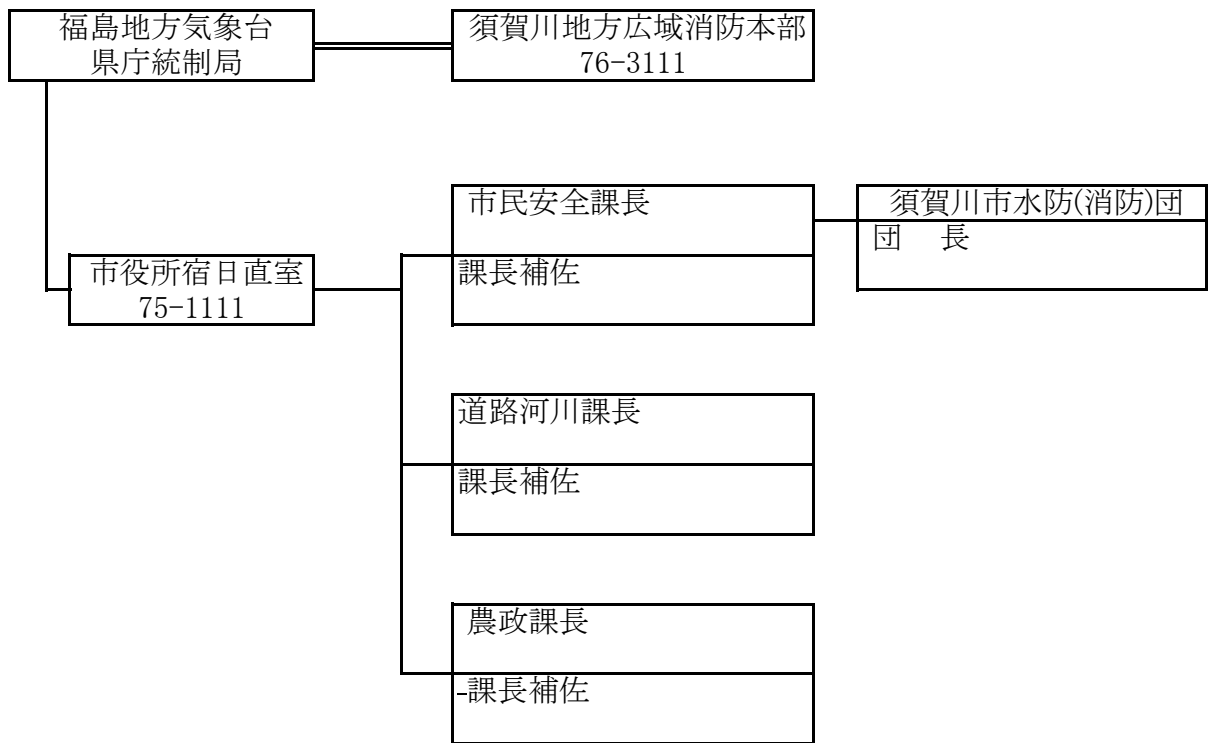
1 水防関係機関連絡表

通報先	局名	電話番号	ファクシミリ番号
須賀川市役所	須賀川 0248	88-9185	73-4160
須賀川地方広域消防本部	須賀川 0248	代 76-3111	75-3917
須賀川消防署長沼分署	須賀川 0248	代 67-3303	67-2059
須賀川警察署	須賀川 0248	代 75-2121	75-2121
須賀川土木事務所	須賀川 0248	75-3196	63-2028
県中保健福祉事務所	須賀川 0248	代 75-7800	75-7824
県中地方振興局	郡山 024	935-1295	925-9026
県中建設事務所	郡山 024	935-1459	935-1505
東北地方整備局福島河川 国道事務所郡山出張所	郡山 024	943-6591	943-6592
陸上自衛隊福島駐屯地	福島 024	代 539-1212	539-1212
東北地方整備局福島河川 国道事務所	福島 024	代 546-4331	546-3092
福島県河川整備課	福島 024	521-7483	521-7952
福島県災害対策課	福島 024	521-7194	521-7920

2 庁内水防用務連絡表

部 名	連絡担当課	電話番号
企画政策部	企画政策課	88-9111
総務部	行政管理課	88-9120
	市民安全課	88-9185
財務部	財政課	88-9121
文化交流部	生涯学習スポーツ課	88-9171
市民交流センター	総務課	73-4407
市民福祉部	社会福祉課	88-8111
経済環境部	農 政 課	88-9140
建 設 部	道路河川課	88-9148
上下水道部	経 営 課	63-7111
会計管理者	会 計 課	88-9161
教育委員会	教育総務課	88-9166

3 退庁後水防連絡表

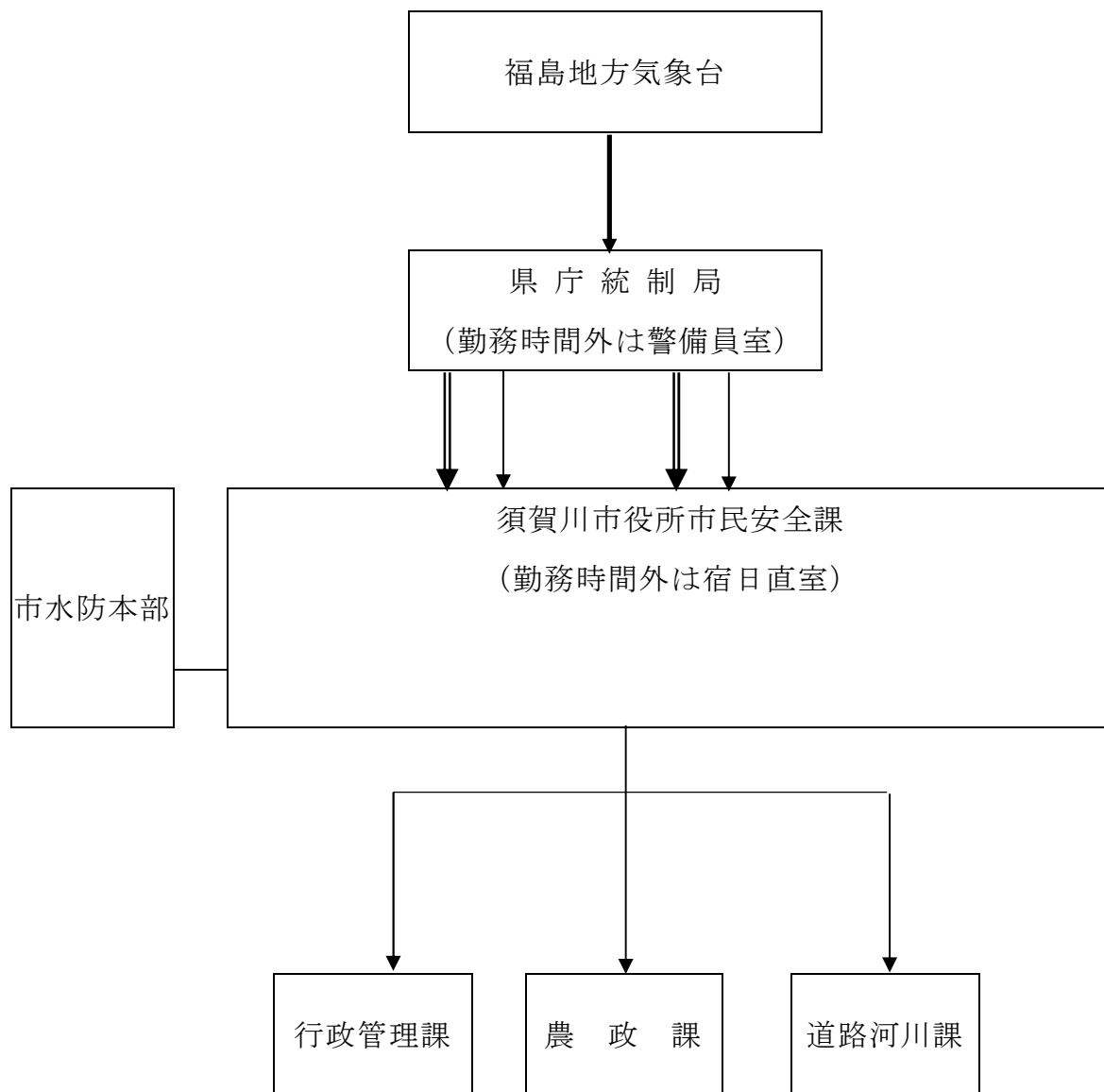


==== 県総合情報通信ネットワーク

_____ 有線電話・携帯電話

第2節 通報と伝達の系統図

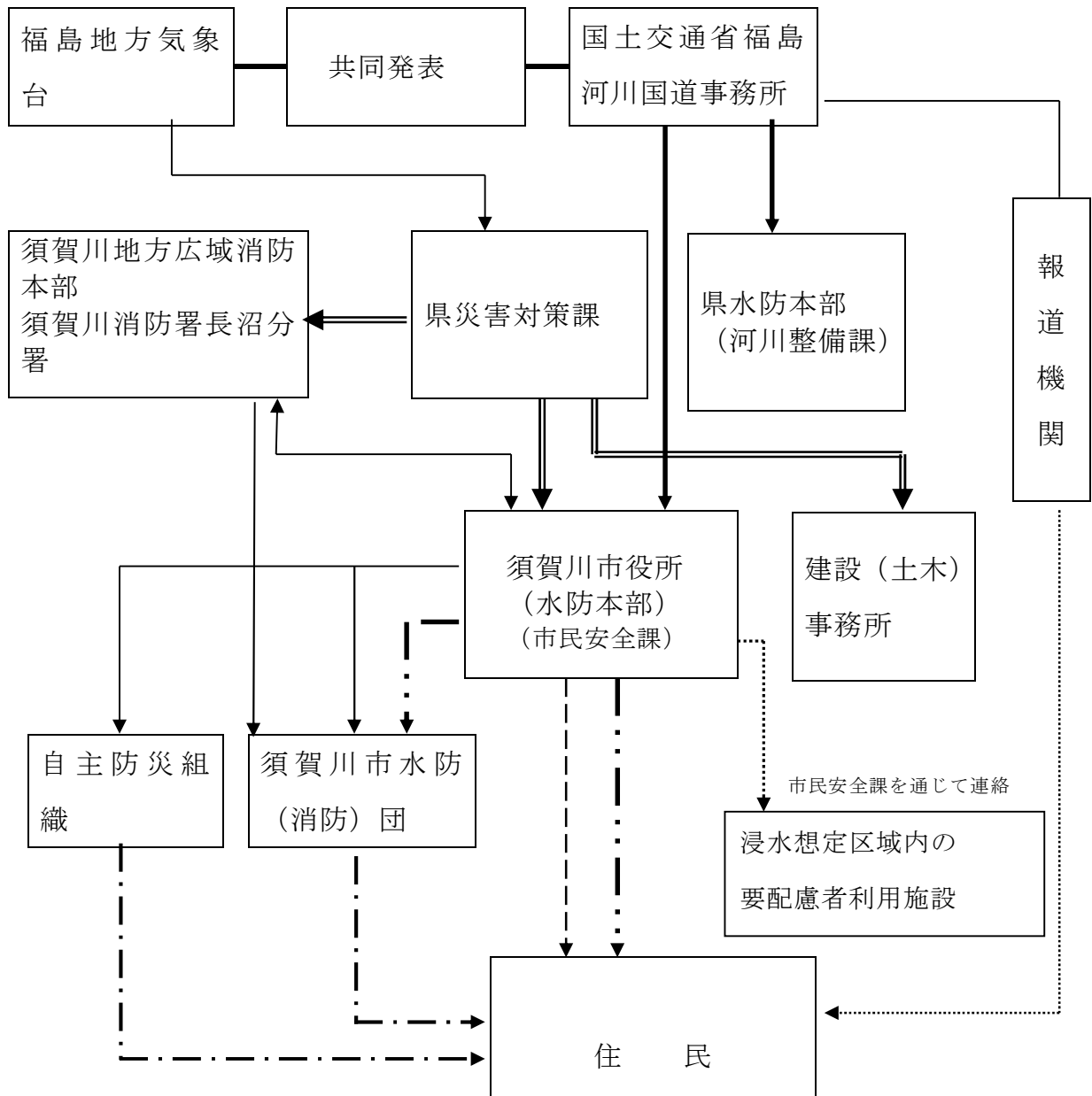
1 水防用気象予警報伝達系統図



※気象状況に応じて伝達する。

——— 防災情報提供システム
==== 県総合情報通信ネットワーク
——— 有線電話

2 洪水予報伝達系統図



- 防災情報提供システム
- ===== 県総合情報通信ネットワーク
- 有線電話
- ラジオ・テレビ
- - - - - 広報車
- · - · - · サイロ、警鐘、口頭
- · · · - · 防災行政無線

第 7 章 洪水予報及び水防警報

第 1 節 洪水予報

水防法第 10 条の第 2 項及び第 11 条の第 1 項の規定に基づき国土交通省福島河川国道事務所及び県が福島地方气象台と共同して洪水予報を発表する河川は次のとおりである。

1 阿武隈川上流洪水予想

水系名	河川名	予報区間	基準地点	担当官署名
阿武隈川	阿武隈川	左岸 福島県須賀川市前田川 字二枚橋 119 番地先 右岸 福島県石川郡玉川村大字竜崎 字滝山 11 番地の 1 地先 福島・宮城県境	から 須賀川 阿久津 本宮 二本松 福島 黒 伏	福島河川国道事務所 福島地方气象台 【共同発表】
	釈迦堂川	左岸 福島県須賀川市 中宿 96 の 1 番地先 右岸 福島県須賀川市 字古屋敷 108 番地先 阿武隈川合流地点	から 須賀川 まで	

2 水位周知

水防法第 13 条の規定により国土交通大臣または県知事が洪水予報以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川において避難判断水位（避難の目安となる水位）を定め周知する河川は次のとおりである。

(1) 国土交通大臣指定河川

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
釈迦堂川	福島河川 国道事務所	須賀川市	西川水位 観測所 (国)	4.50 m (T. P. 238.898m)	(左岸) 国道 4 号 から 中宿橋 (釈迦堂橋)
					(右岸) 国道 4 号 から 中宿橋 (釈迦堂橋)

(2) 福島県知事指定河川

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
釈迦堂川	須賀川 土木	須賀川市	西川水位 観測所	4.90 m (T.P. 239.26m)	(左岸)須賀川市牛袋町 から 須賀川市陣場町 (東北自動車道橋) (国道4号橋)
					(右岸)須賀川市影沼町 から 須賀川市館取町 (東北自動車橋) (国道4号橋)

第2節 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条の規定により国土交通大臣が水防警報を行う指定河川、警報事項等は次のとおりである。

1 阿武隈川

(1) 水防警報を行う区域

河川名	観測所名	水防管理団体及び実施区域		水防警報発表区域
		水防管理団体	実施区域	
阿武隈川	須賀川	玉川村 須賀川市	(左) 須賀川市前田川字二枚橋地先 から (乙字大橋) 須賀川市滑川字十貫内地先 まで (右) 石川郡玉川村大字竜崎字滝山地先 から (乙字大橋) 須賀川市大字江持字赤坂地先 まで	須賀川市乙字大橋 から 郡山市御代田橋 まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

(単位：m)

河川名	観測所	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (計画水位)	はん濫危険水位 (危険水位)
阿武隈川	須賀川	須賀川市江持	3.50	4.50	7.10	7.70

(3) 水防警報発表者 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所長

(4) 対象水位観測所の水防警報の発表時期の基準 (単位：m)

河川名	観測所	待機	準備	出動	解除	その他
阿武隈川	須賀川	水位 3.50mに達し、はん濫注意水位以上になると思われるとき	水位 4.00mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位 4.50mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位がはん濫注意水位を下り、水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通知する

2 釈迦堂川

(1) 水防警報を行う区域

河川名	観測所名	水防管理団体及び実施区域		水防警報発表区域
		水防管理団体	実施区域	
釈迦堂川	西川(国)	須賀川市	(左) 国道4号(釈迦堂橋) 中宿橋 から まで (右) 国道4号(釈迦堂橋) 中宿橋 から まで	国道4号 から 中宿橋 まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所 (単位：m)

河川名	観測所	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (計画水位)	はん濫危険水位 (危険水位)
釈迦堂川	西川(国)	須賀川市影沼町	2.70	3.10	4.50	5.40

(3) 水防警報発表者 国土交通省東北地方備局福島河川国道事務所長

(4) 対象水位観測所の水防警報の発表時期の基準 (単位：m)

河川名	観測所	待機	準備	出動	解除	その他
阿武隈川	西川(国)	水位 2.70mはん濫注意水位以上になると思われるとき	水位 2.90mなお上昇のおそれがあるとき	水位 3.10mなお上昇のおそれがあるとき	水位がはん濫注意水位を下り、水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通知する

第3節 福島県知事が行う水防警報

1 釈迦堂川

(1) 水防警報を行う区域

河川名	区 域
釈迦堂川	左岸 須賀川市牛袋町(東北自動車道橋) から 須賀川市陣場町(国道4号橋) まで 右岸 須賀川市影沼町(東北自動車道橋) から 須賀川市館取町(国道4号橋) まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

(単位：m)

河川名	観測所	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (計画水位)	はん濫危険水位 (危険水位)
釈迦堂川	西川水位(県)	須賀川市牛袋町	3.20	4.00	4.90	5.70

(3) 水防警報発表者 福島県須賀川土木事務所長

(4) 対象水位観測所の水防警報の発表時期の基準

河川名	観測所	待機	準備	出動	解除	水位	その他
釈迦堂川	西川水位(県)	水位 3.20m に達し、はん濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 3.60m に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位 4.00m に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位がはん濫注意水位を下り、水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する

(備考) 水位については、福島河川国道事務所、須賀川土木事務所と連絡を密にし、随時情報を得るよう努める。

第8章 水防活動

第1節 水防巡視

1 水防本部長は、洪水予報などの通知を受けたときは、水防（消防）団長を通し、直ちに各河川の水防（消防）団分団長に対しその通報を通知し、必要団員により河川、水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が〔第5章第1節〕水位観測所の通報水位又は警戒水位に達したときは、直ちに関係水防（消防）団分団長に通知するとともに、さらに必要な団員を招集し、警戒活動に当たるものとする。

2 分団の水防受持区域

担当分団	受け持ち区域	人員	集合場所	責任者
第2分団	古館、古河、栄町、中宿、崩免、境免、古屋敷、仲の町、台、中曽根、塚田、前川、北町、長祿町、丸田町、館取町、下宿前、上人坦、六郎兵衛、昭和町、弘法坦、愛宕町	42人	第1班屯所	第2分団長
第3分団	浜尾、和田、前田川	71	前田川班屯所	第3分団長
第4分団	牛袋町、卸町、岡東町、陣場町、茶畑町、影沼町、堀底町、森宿、下宿町	110	西川班屯所 下宿班屯所	第4分団長
第5分団	岩淵、稲、保土原	90	岩淵班屯所	第5分団長
第6分団	江持、堤	100	上江持班屯所 下江持班屯所 堤班屯所	第6分団長
第7分団	滑川、十貫内	98	滑川班屯所	第7分団長
第8分団	下小山田、小作田、市野関、日照田、田中	98	下小山田班屯所 大東公民館 市野関班屯所	第8分団長
第10分団	矢田野	118	矢田野班屯所	第10分団長
第11分団	長沼、滝の一部	126	長沼班屯所 滝班屯所	第11分団長

- 3 各分団長は、洪水予報などの通知を受けたときは、随時河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況などを水防本部長に報告するものとする。
なお、水位が警戒水位に達したときは、水防本部長は防災行政無線により地域住民に周知するものとする。
- 4 各分団長は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防本部長に報告するとともに団員を招集し水防活動に当たり、その旨を水防本部長に報告するものとする。
- 5 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立退きを必要と認めるときは、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防本部長に報告するものとする。

第2節 出動

- 1 水防本部長が管下の水防（消防）団を非常配備に着かせるための指令は、次の場合に発するものとする。
 - (1) 水防本部長が自らの判断により必要と認めたとき。
 - (2) 所轄河川等が警戒水位に達する等、治水上の危険等が生じたとき。
 - (3) 水防法第16条による水防警報が発表されたとき。
 - (4) その他、福島県県中建設事務所、須賀川土木事務所から指示があったとき。
- 2 水防法第17条による水防（消防）団の出動段階は、次のとおりである。

第1段階	待 機	水防（消防）団の足止めを行うもの。 (洪水が予想され、刻々増水している場合)
第2段階	準 備	水防器材の整備点検、水門開閉の準備並びに水防（消防）団に出動、準備を通知するもの。 (水防団待機水位に達して、更に増水が予想される場合)
第3段階	出 動	水防（消防）団の活動を通知するもの。 (はん濫注意水位に達して、なお増水が予想される場合)
第4段階	解 除	水防活動の終了を通知するもの。 (特に堤防に被害なくはん濫注意水位以下に復した場合)

3 水防活動の留意点

- (1) 水防（消防）団員は、出動前よく家事を整理し、出動した後は部署を遵守すること。また、自らの安全確保に努めること。
- (2) 活動中は、上司の命令に従い、団体行動をとり、常に所在を明らかにすること。
- (3) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重を期し、私語を慎み、「漏水」「破堤」等の想像による言葉などでみだりに人を動揺させてはならない。
- (4) 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時間にもよるが、概ね水位が最大するとき、又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いので、洪水が最盛期を過ぎても十分減水するまで厳重に警戒すること。
- (5) 地震後の水防活動においては、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意するものとし、河川の水位に応じ被害の拡大を防止すべく適切な措置を取るものとする。

第3節 水防通報

1 決壊等の通報

須賀川市は、堤防が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生した場合には、水防法第25条の規定に基づき、直ちにその旨を福島県県中建設事務所・須賀川土木事務所及び氾濫が見込まれる他の水防管理団体並びに国土交通省直轄工事区域にあっては、東北地方整備局福島河川国道事務所に通報するものとする。

2 決壊後の措置

堤防等の施設が決壊した場合においても、水防管理団体及び水防（消防）団は水防法26条の規定に基づき、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

3 避難のための立退き

市長が氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の住民に対し水防法第29条の規定による立退きまたはその準備を指示することができる。なお、市長が指示する場合はその旨を須賀川警察署長に通知するものとする。

第4節 協力及び応援

河川管理者は、自らの業務等に照らし、可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。

協力の内容は以下のとおりとする。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- (6) 水防活動の記録及び広報

第5節 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ、水防警報が解除され、水防警戒の必要がないと水防本部長が認めたとき。

第6節 水防活動の報告

- 1 各分団長は、水防活動終了後速やかに別記様式により水防本部長に報告しなければならない。
- 2 水防本部長は、福島県須賀川土木事務所経由で知事に水防活動を報告するものとする。

第9章 水防演習

水防法第32条の2により毎年、水防（消防）団等による水防訓練を行うものとする。

第10章

浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

阿武隈川上流浸水想定区域図

（平成28年6月公表：国土交通省東北整備局福島河川国道事務所）

釈迦堂川浸水想定区域図

（令和元年9月公表：福島県河川港湾総室河川整備課）

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、当該次に掲げる事項について定めることとなっている。

なお、本市における洪水予報河川及び水位周知河川は、本計画第7章に記載のとおりである。

① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

本計画第6章の外、本市地域防災計画による。

② 避難場所及び避難経路に関する事項 本市地域防災計画による。

③ 浸水想定区域に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

本市地域防災計画に定められているこれらの施設の名称及び所在地は次のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

区分	名称	所在地	電話番号	浸水想定区域	連絡担当課	
			FAX番号			
高齢者福祉施設	須賀川市老人福祉センター	茶畑町71	75-5531 電話と同じ	区域内 釈迦堂川	市民安全課	
	須賀川市シルバー人材センター	茶畑町65	76-1992 76-1993	区域内 釈迦堂川	市民安全課	
介護保険事業所	アピックスたてとりまちデイサービス	館取町158	94-7760 94-7761	区域内 釈迦堂川	市民安全課	
	いにしえデイサービス	下宿町98	63-7432 63-7415	区域内 阿武隈川	市民安全課	
	グループホームいにしえ	下宿町83	63-7414 63-7415	区域内 阿武隈川	市民安全課	
	グループホームすずらん紡(つむぎ)	小作田字荒町台17	94-2930 79-2935	区域内 阿武隈川	市民安全課	
	グループホームすずらん日向	日向町17	73-3303 73-3364	区域内 釈迦堂川	市民安全課	
	しあわせ本舗	浜尾字前田115-1	94-8130 94-8240	区域内 阿武隈川	市民安全課	
	須賀川市デイサービスセンター	茶畑町71	72-7411 72-7412	区域内 釈迦堂川	市民安全課	
	せいふうケアリハビリ・ホーム須賀川	館取町82-2	63-7345 63-7346	区域内 釈迦堂川	市民安全課	
	ツクイ須賀川	塚田89	63-7709 63-7710	区域内 阿武隈川	市民安全課	
	つくしデイサービス紡	小作田字荒町台17	94-2327 94-2328	区域内 阿武隈川	市民安全課	
	ニチイケアセンター西川	新町111	63-7553 73-1017	区域内 釈迦堂川	市民安全課	
	丸光ケアサービス須賀川支店	古屋敷135-1	63-7703 63-7707	区域内 阿武隈川	市民安全課	
	障がい福祉サービス事業所	障がい福祉サービス事業カノン	前田川字宿47	73-3441 73-3604	区域内 阿武隈川	市民安全課
		ワークショップすかがわ	長祿町77	72-7766 電話と同じ	区域内 阿武隈川	市民安全課
ワークセンター麦		小作田字足原内20	79-4808 79-4809	区域内 阿武隈川	市民安全課	

区分	名称	所在地	電話番号	浸水想定区域	連絡担当課
			FAX番号		
障がい福祉サービス事業所	かるみあ須賀川	中宿351	94-8880	区域内 阿武隈川	市民安全課
			94-8881		

区分	名称	所在地	電話番号	浸水想定区域	連絡担当課
			FAX番号		
障がい福祉サービス事業所	プレップスクール茶畑教室	茶畑町64-1	76-7610	区域内 釈迦堂川	市民安全課
			電話と同じ		
	プレップスクール丸田教室	茶畑町64-1	76-2377	区域内 釈迦堂川	市民安全課
			76-7610		
	ベストキッド須賀川校	館取町82-2	94-7676	区域内 釈迦堂川	市民安全課
			94-7678		
	らぼらぼら	上人坦144	94-2709	区域内 阿武隈川	市民安全課
			94-2708		
グループホーム	コーポラスいちの	小作田字西館87	79-4533	区域内 阿武隈川	市民安全課
			79-3009		
	ホーム笹平	前川19	63-0080	区域内 阿武隈川	市民安全課
			電話と同じ		
保育所	第一保育所	館取町145	76-5121	区域内 釈迦堂川	市民安全課
			電話と同じ		
	第二保育所	塚田95	76-5122	区域内 阿武隈川	市民安全課
			電話と同じ		
	双葉こどもの園	新町169	76-0606	区域内 釈迦堂川	市民安全課
			—		
	須賀川病院付属保育所	館取町108	75-2211	区域内 釈迦堂川	市民安全課
			75-1896		
病院	須賀川病院	丸田町17	75-2211	区域内 釈迦堂川	市民安全課
			75-1896		
診療所（有床）	須賀川セントラル眼科	岡東町101	72-1777	区域内 釈迦堂川	市民安全課
			72-1778		

3 洪水ハザードマップ

本市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップ等を市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が情報を得られる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用し、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。